

# 富士山噴火に関するFAQ

## 目次

0 富士山噴火対策について	
0.1 富士山の噴火対策は、どのように取り組んでいるのですか？	03
0.2 市町村と県の役割は、どうなっていますか？	04
0.3 ドリルマップで着色されていない場所に住んでいる人は 噴火の影響はありませんか？	04
1 噴火の予知・予測について	
1.1 噴火は予知できますか？	05
1.2 前兆現象が確認されてから噴火までには、どのくらいの時間的余裕が あるのですか？	06
1.3 噴火警戒レベルとは何ですか？	07
1.4 噴火警戒レベルの発表は、どのようにして知ることができますか？	08
2 火山現象について	
2.1 噴火する場合には、山頂の火口から溶岩流や火山灰が噴出する のですか？	09
2.2 新しいハザードマップでは、従来と比べ、火口の数が増えたのですか？	10
2.3 避難に時間的猶予のない大きな噴石の被害が心配です。	10
2.4 避難に時間的猶予のない火砕流の被害が心配です。	11
2.5 約 300 年間噴火していないので溶岩が蓄積されていて、次の噴火は、 大規模なものになるのですか？	12
3 避難について	
3.1 いつ避難すればいいのですか？	13
3.2 可能性マップを見ると、富士北麓地域のほとんどが避難対象エリアに なっていますが、この地域の人全員が避難するのですか？	15
3.3 具体的に、どうやって避難すればいいのですか？	16
3.4 地域にはたくさんの観光客が入り、自ら移動手段を持たない人もいます が、彼らはどのように避難するのですか？	17
3.5 避難期間は、どのくらいになりますか？	17
3.6 備蓄品や装備品を配備して欲しいのですが、市町村で対応してくれ ますか？	17

3.7	子供が在校しているときなど、家族と一緒にいないときには、どのように避難すればよいですか？	18
3.8	社会福祉施設や病院の避難計画は、どのようになっているのですか？	18
3.9	ハザードマップが変わった一方、避難計画の見直しはこれからだと思いますが、今噴火が起こったら、どのように避難すればいいのでしょうか？	18
4 渋滞対策		
4.1	過去の避難訓練でも避難車両により渋滞が生じていたが、避難できるのか心配です。	19
4.2	降灰があると、車両の走行が困難になり、渋滞がひどくなるのではないですか。	19
5 普及・啓発		
5.1	自治会単位で説明会を実施して欲しいのですが。	20
5.2	学校などで、子供が火山防災の知識を得る機会を設けたらいかがでしょうか？	20
5.3	正しい避難イメージを形成するためには、避難訓練を行う必要があるのでは？	20
5.4	ハザードマップで、起こりうる火山現象はわかりましたが、実際にどのような被害が生じるのですか？	20
6 復旧対策		
6.1	噴火が収束した後の復旧は、どうなるのですか？	21
7 噴火災害対策		
7.1	「富士山噴火総合対策」とは、どのようなものですか？	22
7.2	「富士山噴火総合対策」の「平時におけるハード対策」のうち、「火山現象の到達時間を少しでも遅らせる」とありますが、具体的にはどのようなものですか？	22
7.3	町中にシェルターや防災塚があると安心なのですが、整備の予定はあるのですか？	22

## 0 富士山噴火対策について

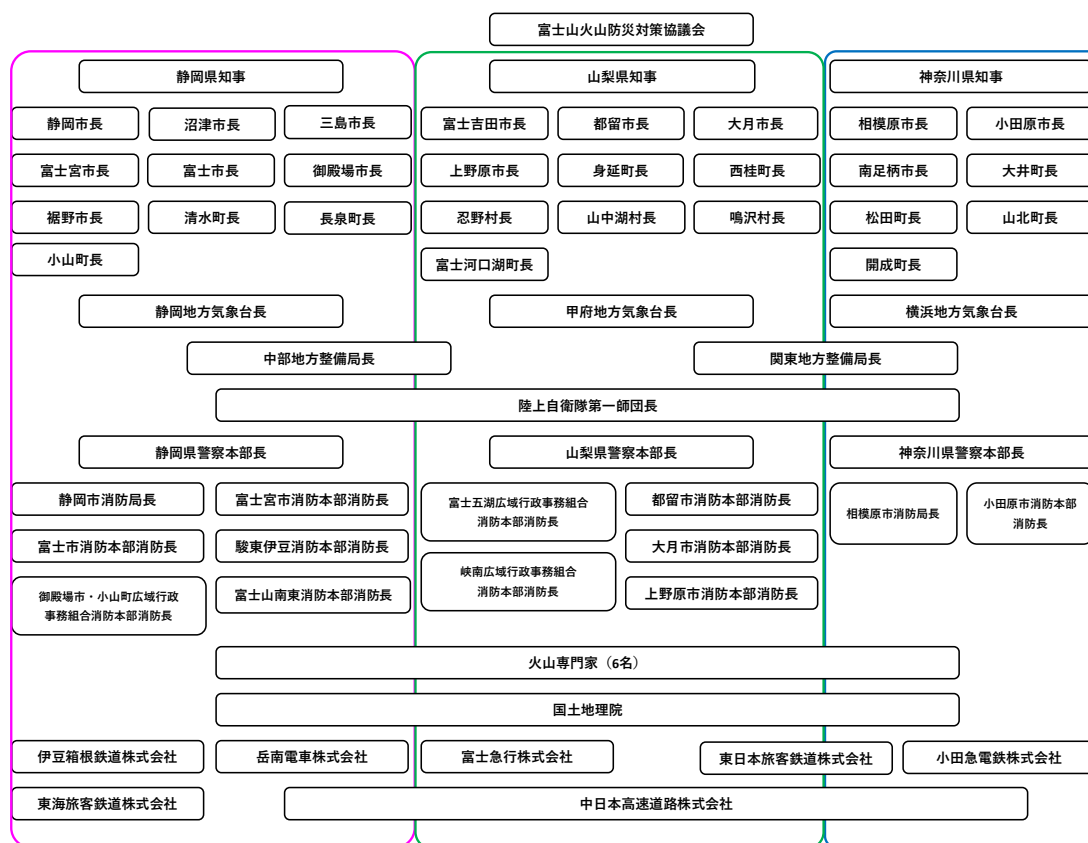
### 0.1 富士山の噴火対策は、どのように取り組んでいるのですか？

有事の際は、噴火警戒レベル等の状況に応じて市町村長が避難の指示等を行う他、市町村の区域外に避難する場合、避難経路などについて他の市町村等との調整を必要とすることから、県や国、関係機関と相互に連携する必要があります。

このため、富士山噴火に対しては、2012 年から、関係する市町村・県に国や火山専門家で富士山火山防災対策協議会を組織して、噴火対策を行ってきました。

市町村と県は、いずれも協議会の構成員として、それぞれの役割を全うします。

※ 2014 年 9 月に発生した御嶽山の噴火を受けた法律改正により、火山ごとに「火山防災協議会」を組織して警戒避難体制の構築に取り組むこととされ、富士山でも従来の任意組織から法律に基づく組織に移行しています。



※ 上図のとおり、約 60 の機関が連携して、火山防災対策に取り組んでいます。

## 0.2 市町村と県の役割は、どうなっていますか？

市町村は、具体的な避難場所・避難経路、避難訓練の実施に関する事、救助に関する事などを地域防災計画に定めて、必要な事項を住民等に周知させるための措置を講じます。

一方、県は、市町村の地域防災計画を作成するに当たり基準となるべき事項を定めるほか、避難及び救助に関し市町村の区域を超えた広域的見地から調整を行います。

今回の説明は、ハザードマップの改定では専門性が高いことから、山梨県富士山科学研究所の研究員が説明しました。

## 0.3 ドリルマップで着色されていない場所に住んでいる人は噴火の影響はありますか？

ドリルマップは、ある地点について着色されているか否かに注視するのではなく、「どのあたりに火口ができた場合に周辺に影響が及ぶのか」、「噴火後どのくらいの時間で影響が及ぶのか」、また、「どの方向に避難するのがよいのか」を確認していただきたいです。

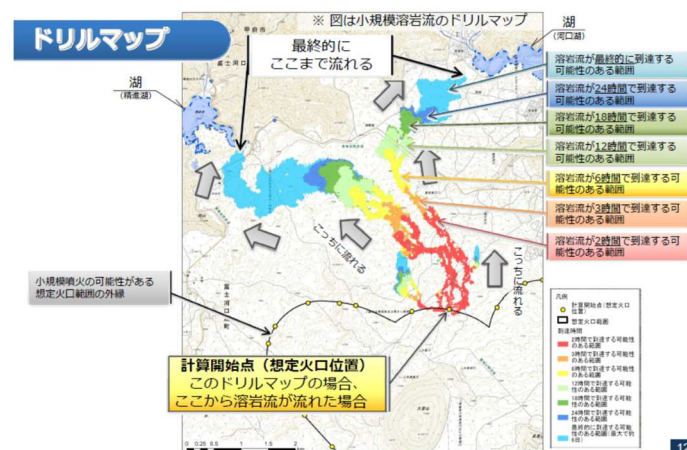
溶岩流のドリルマップで着色されていない場所でも、溶岩流に周囲を囲まれてしまえば避難も救助もできなくなってしまいます。

また、直接溶岩流に触れなくても、ガソリンスタンドやガスボンベ・灯油タンクなどの可燃物があれば、爆発や火災の影響を受けることが懸念されます。

さらに、シミュレーションは、ある特定の状況を仮に設定して計算したものであり、例えば、実際の溶岩の噴出が設定より弱ければ、溶岩流が冷えて想定外の場所で固まり、固まった溶岩流自体が堤防となってしまうことで、異なる方向に流れてしまうことも想定されます。

また、富士山では火口が1カ所にできるとは限りません。長く線上にのびた割れ目火口を形成する場合もあり、その場合、複数の地点から溶岩が流れることもあります。

このように、実際の噴火はドリルマップのとおりにはならないことに留意してください。



# 1 噴火の予知・予測について

## 1.1 噴火は予知できますか？

残念ながら、いつ、どの場所で噴火が始まるのかは、予測することはできません。

しかし、富士山は、気象庁が「常時観測火山」に指定し、365日・24時間体制で火山活動を監視・観測しており、火山活動が活発化していないか調べています。

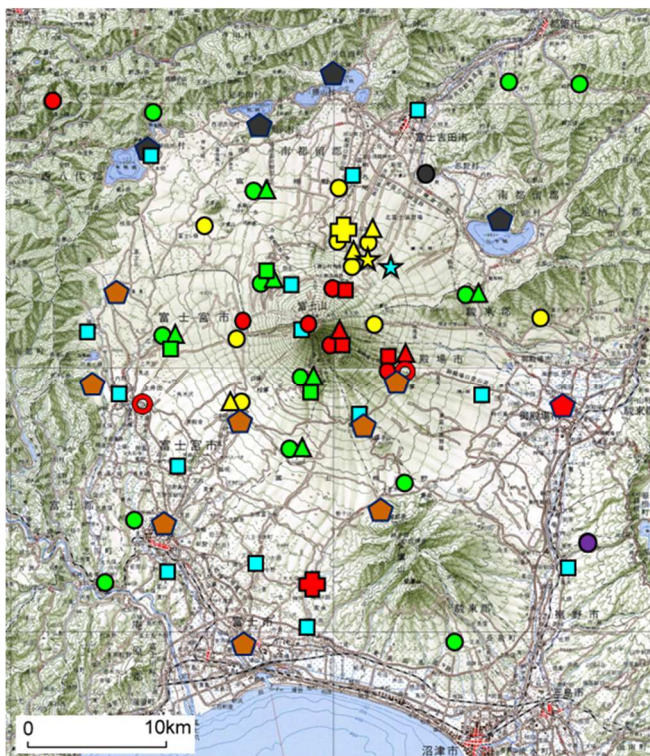
また、気象庁のほか大学等の研究機関も各種の機器を設置し、観測したデータが共有される仕組みになっています。

一方で、江戸時代の宝永噴火に関する文献や、他の類似する火山（ハワイのキラウエア山、伊豆大島三原山、三宅島など）の噴火の記録から、大規模な噴火の場合には、一定の前兆現象が生じると考えられます。

例えば、低周波地震や火山性地震の発生頻度が増加したり、噴気・地割れ・隆起・陥没などが観測される場合には、活動が活発化していることが分かりますが、富士山では科学的観測を開始して以降に噴火した実績がありません。

このため、前兆現象が観測されたからといって、いつ噴火するのか、また、噴火しないのかは、明確にはわからないのです。

気象庁が発表する噴火警戒レベルに普段から注意してください。



観測している機関

■	気象庁
■	防災科学技術研究所
■	東京大学地震研究所
■	国土地理院
■	山梨県・富士山科学研究所
■	神奈川県温泉地学研究所
■	国土交通省中部地方整備局

観測項目

○	地震計（地震観測） 火山性地震や微動をとらえる	
△	傾斜計	
□	GNSS	
+	ひずみ計 地面の動きを計り、マグマの移動をとらえる	
☆	全磁力計 地下の熱をとらえる	
◎	空振計 噴火に伴う音波をとらえる	
◇	遠望カメラ 噴煙などをとらえる	

※ 富士山の観測態勢

## 1.2 前兆現象が確認されてから噴火までには、どのくらいの時間的余裕があるのですか？

1983年の三宅島噴火や1986年の伊豆大島の噴火では、噴火に先行する火山性地震の急増が見られたのは、噴火開始の1～2時間前からでした。

富士山噴火に対する避難計画では、噴火警戒レベルに応じた段階的避難を想定していますので、自分がいつ避難を開始しなければならないか、平時から確認しておいてください。

### 1.3 噴火警戒レベルとは何ですか？

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と、防災機関・住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標で、気象庁が発表します。

それぞれのレベルの意味は、次のとおりです。

予報 警報	対象 範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山 者・入山者等への対応
噴 火 警 報	居住 地域 及び それ より 火口 側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要
		4 (避難 準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要
火 口 周 辺 情 報	火口 から 居住 地域 近く まで	3 (入山 規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等 危険な地域への立入規制等。
	火口 周辺	2 (火口 周辺規 制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等
噴 火 予 報	火口 内等	1 (活火 山であ ることに 留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	特になし

※ 富士山では、噴火警戒レベルが引き上げられる際には、火口がどこに出現するかわからないので、噴火警戒レベル2は、発令されません。

※ 噴火警戒レベルは、順次引き上げられないことがあります(例:3→5)。

#### 1.4 噴火警戒レベルの発表は、どのようにして知ることができますか？

噴火警戒レベルの発表は、気象庁のホームページに掲載されるほか、テレビ・ラジオの放送や、市町村の行政無線・広報車による広報が行われます。



## 2 火山現象について

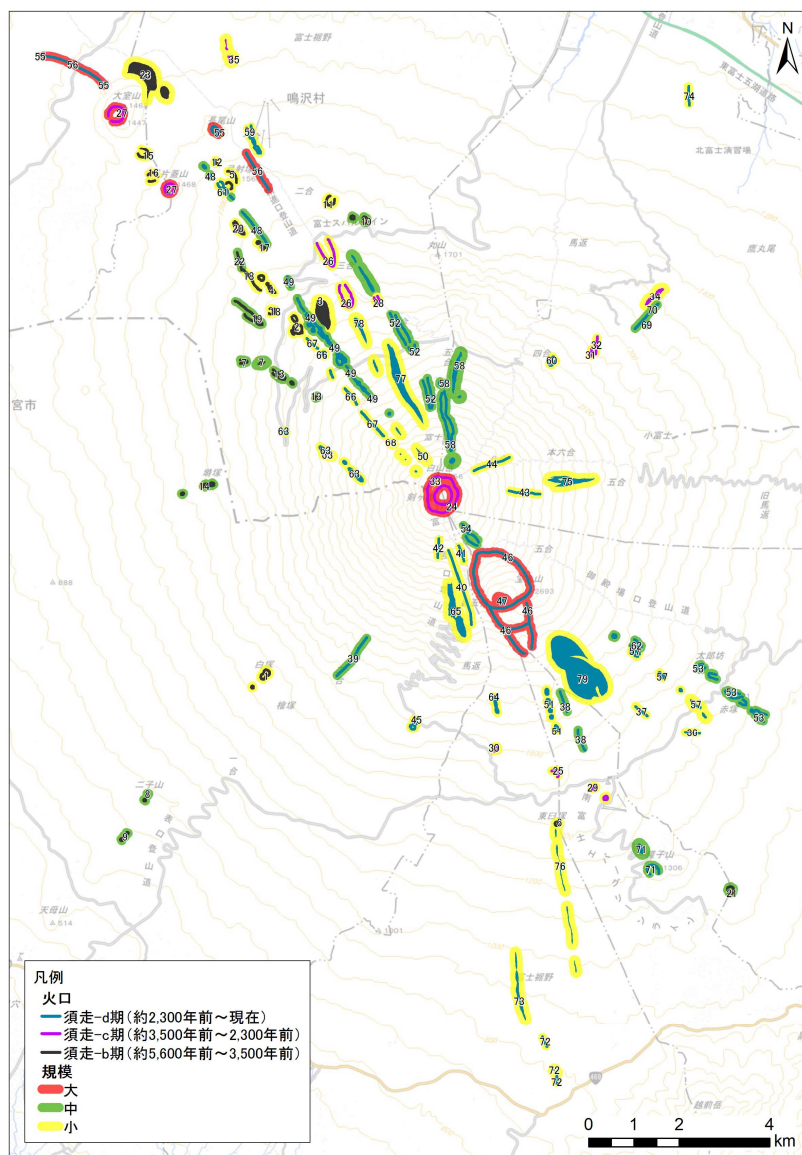
### 2.1 噴火する場合には、山頂の火口から溶岩流や火山灰が噴出するのですか？

富士山では、山頂以外の山腹にも数多くの噴火口が確認されています。

このうち、山頂から噴火していたのは、約 2,300 年より前で、それ以降は、山頂ではなく、山腹から噴火しています。

ハザードマップでは、過去に噴火した火口周辺に新たな火口が生じる可能性が高いと考え、「想定火口範囲」を定めました。

雁ノ穴噴火口など、富士吉田市街地に近い場所にも火口が確認されていますので、ハザードマップを参考にしてください。



※ 噴火年代・噴火規模で区分した富士山の実績火口位置

## 2.2 新しいハザードマップでは、従来と比べ、火口の数が増えたのですか？

ハザードマップでは、まず、火口ができる可能性があると考えられるエリアを設定し、その、最も外側で溶岩流の流れる方向が変わる場所(尾根)や、流下速度が速く(又は到達時間が早く)・遠くまで流れる場所(谷地形)などに計算開始地点を設定して、シミュレーションを行いました。

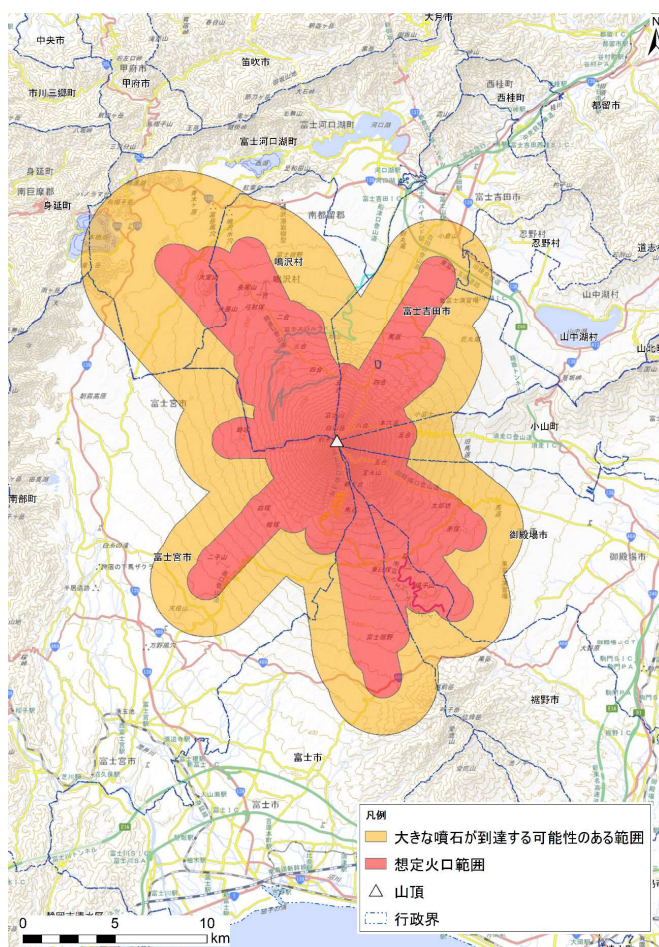
平成 16 年版では地形データが大まか(200mに 1 点)だったのに比べ、今回は地形データが細かく(20mに 1 点)なったため、計算開始地点が増えました。

## 2.3 避難に時間的猶予のない大きな噴石の被害が心配です。

大きな噴石は火口から周辺 4km程度まで飛ぶと予測しています。

新しいハザードマップでも、影響範囲はほとんど山中なので、市街地への影響は限定的です。

しかし、火山活動が活発になり、噴火の兆候が現れた際に、影響範囲内にいる場合には、可能性マップを確認し、噴火前の事前の避難をお願いします。



※ 大きな噴石の可能性マップ

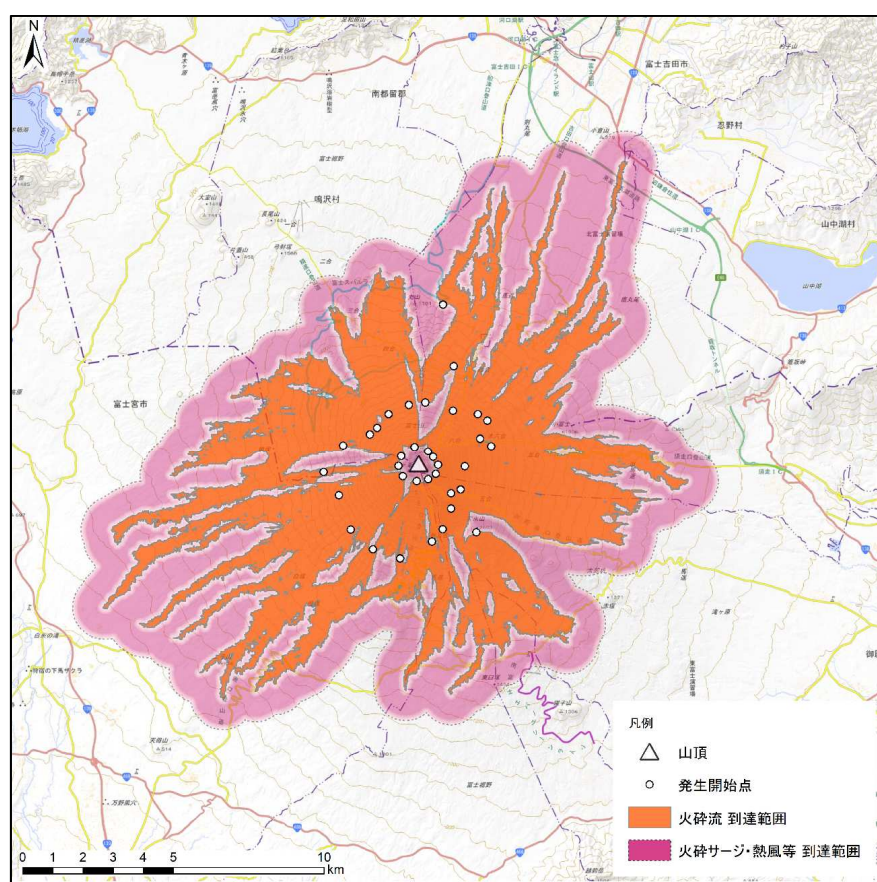
## 2.4 避難に時間的猶予のない火砕流の被害が心配です。

新しいハザードマップでも、影響範囲はほとんど山中なので、市街地への影響は限定的です。

しかし、火砕流が発生した場合に到達範囲にいた場合に逃げ切ることはできません。

火山活動が活発化し、噴火の兆候が現れた際に、影響範囲内にいる場合には、可能性マップを確認し、噴火前の事前の避難をお願いします。

また、平時から、どこに火口ができた場合に被災する可能性があるのかを確認しておき、噴火した際には、どこに火口ができるのかに注視してください。



※ 火砕流のドリルマップの重ね合わせ図

2.5 約 300 年間噴火していないので溶岩が蓄積されていて、次の噴火は、大規模なものになるのですか？

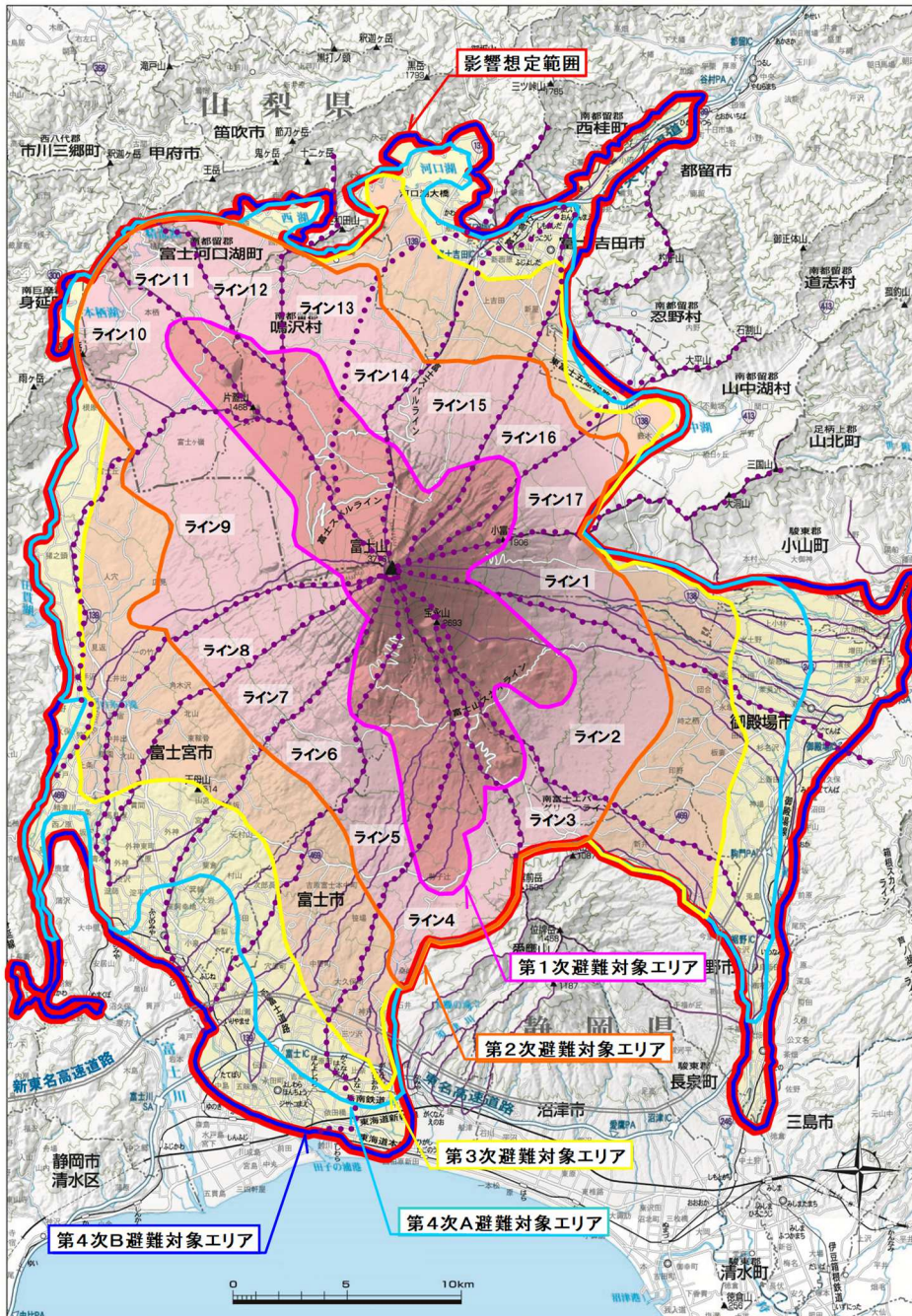
次の噴火の規模は、事前に予測することができず、噴火が始まって経過を観察しなければ分かりません。

結果として、あとから「大規模だった」、「小規模だった」と判断します。

### 3 避難について

#### 3.1 いつ避難すればいいのですか？

現在の広域避難計画(平成16年度版ハザードマップに対応するもの)では、噴火警戒レベルごとに避難開始の時期を設定しています。ただし、噴火警戒レベルは、順次引き上げられないことがあり、レベル1からレベル4へ、また、レベル3からレベル5へなどとされることがあります。



※ 溶岩流等の影響範囲と避難対象エリア(平成16年度版ハザードマップ)

○ 噴火前

- \* 噴火警戒レベル3が発表されたとき。
  - ・ 第1次避難対象エリア(想定火口範囲＝上図のピンク色の線で囲まれた部分)の全ての人は、避難(入山規制)。
  
- \* 噴火警戒レベル4が発表されたとき。
  - ・ 第2次避難対象エリア(大きな噴石、火砕流、溶岩流が3時間以内に到達する範囲＝上図の橙色の線で囲まれた部分)の避難行動要支援者と観光客・登山者は、避難(入山規制)
  - ・ 第2次避難対象エリアの一般住民は、避難準備
  
- \* 噴火警戒レベル5(噴火前)が発表されたとき。
  - ・ 第2次避難対象エリアの一般住民は、避難
  - ・ 第3次避難対象エリア(溶岩流が24時間以内に到達する範囲＝上図の黄色の線で囲まれた部分)の避難行動要支援者と観光客・登山者は、避難
  - ・ 第3次避難対象エリアの一般住民は、避難準備

○ 噴火直後

- ・ 必要なライン(比較的大きな尾根で区切ったエリアのこと。)で、避難

現在の広域避難計画では、第2次避難対象エリア内には住宅はほとんど存在しないことから、住民の方々は、基本的には、噴火後、必要なラインで避難することとなります。

なお、新しいハザードマップによる避難計画では、第2次避難対象エリアが市街地まで拡大することが想定されるため、今後、適切な避難方法について検討します。

### 3.2 可能性マップを見ると、富士北麓地域のほとんどが避難対象エリアになっていますが、この地域の人全員が避難するのですか？

ハザードマップを作成するに当たり、想定される全ての可能性を網羅するため、山体の全周にわたっての影響をとりまとめましたが、全ての現象が同時に発生するわけではありません。

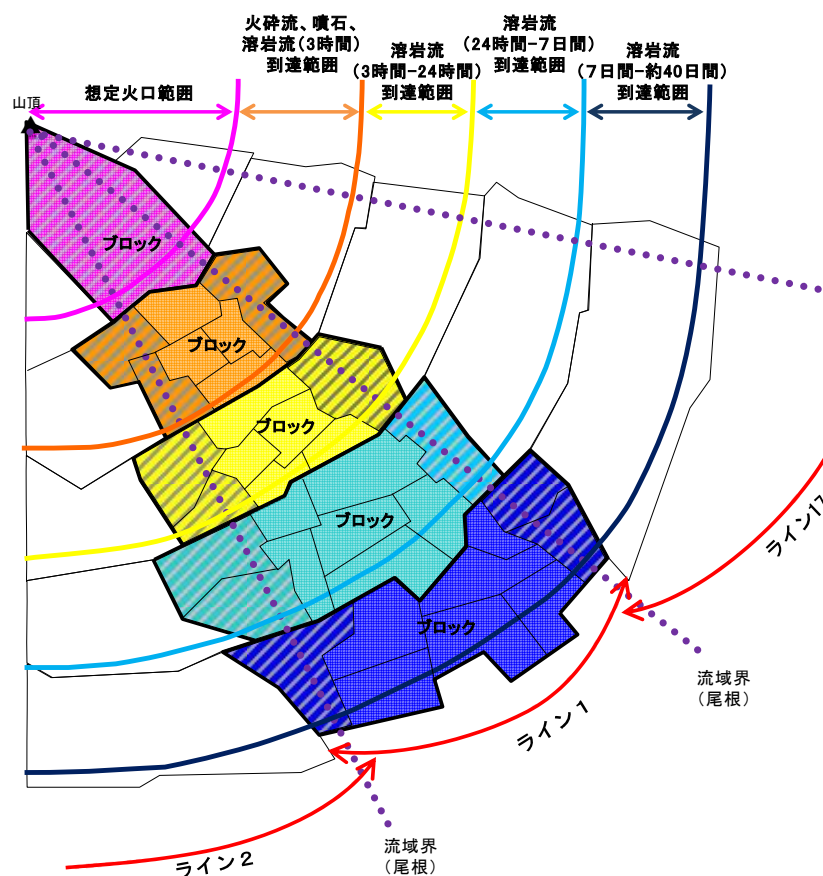
したがって、避難対象エリアの全域で避難が必要となるわけではありません。

広域避難計画では、溶岩流等が到達する時間で山麓を環状に区切った「避難対象エリア」と、山体の大きな尾根で放射状に区切った「ライン」を掛け合わせて区分した「ブロック」ごとに避難することとしています。

噴火前はどこに火口ができるか分からないため、想定火口域に近い避難対象エリア(第1次・第2次)内は、山体の周囲 360°、全方向で避難します。

また、噴火後は、火口の位置に応じ、被害が予想される範囲の方々が避難することとしています。

このため、富士北麓地域の全員が避難することは、ほとんどないと考えています。



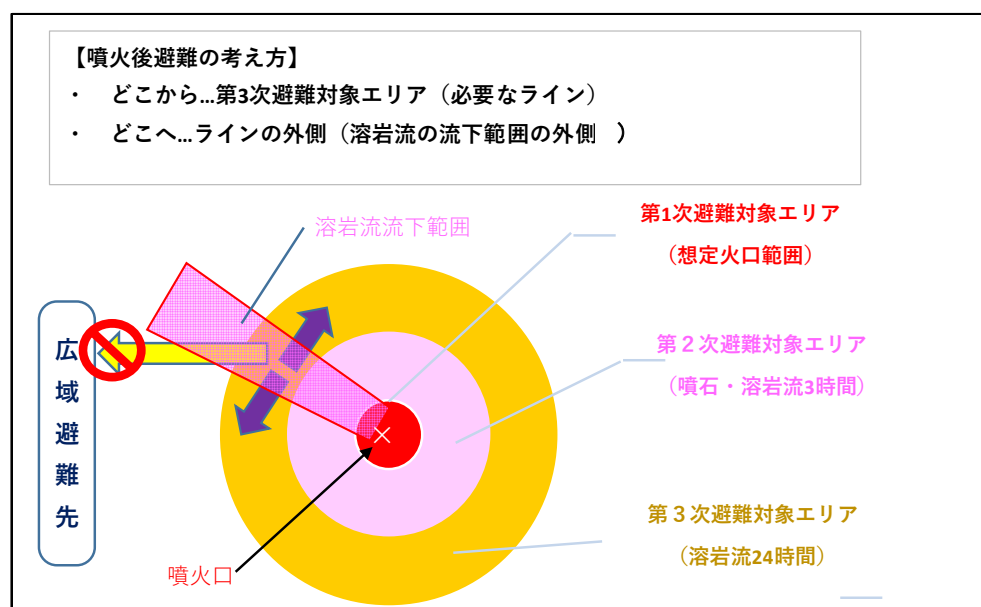
※ ブロック避難のイメージ

### 3.3 具体的に、どうやって避難すればいいのですか？

3.1 のとおり、広域避難計画では、噴火前には、火口形成、大きな噴石、火砕流、溶岩流(3 時間以内)など、時間的猶予がなく、かつ、生命への危険性が大きい火山現象に対し、溶岩流の到達範囲の外へ避難することになっています。

この段階では、必ずしも広域避難にはならず、同一市町村内に第 3 次以降の避難対象エリアがあれば、そのエリアにある避難所に避難します。

また、噴火開始後には、火山現象の進行状況に応じて避難するのですが、溶岩流に対する避難としては、流下が想定されるライン(幅)の外(横)への避難となります。この場合には、流下する方向に沿って、下流側へ避難することは避けなければなりません。



一方、降灰及び小さな噴石については、時間的猶予があり、かつ、生命への危険性も相対的に小さいことから、現象発生後に避難対象エリア内の安全な場所へ避難することとしています。ただし、噴火の規模によって、建物の倒壊が生じるおそれがある場合には、小康期に避難対象エリアから離脱する必要があります。

このように、広域避難計画では、「噴火」イコール「自家用車での広域避難」とはならないのですが、実際の噴火に際しては、市町村長の避難指示が計画と異なる場合がありますので、その際には、指示に従ってください。

なお、他の市町村への広域避難を行う場合の交通手段は、自家用車を想定してい



ますが、避難者に対する避難先・避難経路の情報伝達など、課題が多く、今後は、各市町村において、状況に応じた避難マニュアルを作成し、これに基づいた避難訓練を実施する必要があります。

県では、マニュアル作成を支援し、避難訓練に係る調整を行って参ります。

### 3.4 地域にはたくさんの観光客が入り、自ら移動手段を持たない人もいますが、彼らはどうに避難するのですか？

広域避難計画では、観光客・登山者は、噴火警戒レベルの引き上げに合わせ、早めに避難することを定めています。

このため、公共交通機関が運行停止する前に、それぞれが入域した交通手段で帰宅していただきます。

しかしながら、噴火警戒レベルが引き上げられないまま突発的に噴火した場合や、帰宅が間に合わなかった場合には、地域の住民と同様の避難となります。

### 3.5 避難期間は、どのくらいになりますか？

火山災害は、風水害や土砂災害と異なり、事前に避難期間を見積もれないことが特徴です。

噴火警戒レベルが引き上げられても、そのまま噴火に至らず長期間経過する場合も想定されます。

また、噴火の継続期間も予測できません。

一方で、噴火警戒レベルが3～4のまま長期間噴火しない場合に、観光客を受け入れられない場合には、地域経済に与える影響も大きく、関係者による調整が必要です。

### 3.6 備蓄品や装備品を配備して欲しいのですが、市町村で対応してくれますか？

市町村により状況は様々でしょうが、備蓄品は、避難所ごとに配備する量には限りがあります。このため、各家庭において普段から少し多めに食料品、加工品を買っておいて、使ったら使った分だけ買い足す「ローリングストック」に取り組んでください。

火山灰による広域的な物流障害に備えて、通常の風水害対応より長めの期間対応できればなお結構です。

また、ゴーグルやマスクなどの装備品については、花粉対策用や農作業用のものでも代用できるので、是非、各家庭での調達を御検討ください。

### 3.7 子供が在籍しているときなど、家族と一緒にいないときには、どのように避難すればよいですか？

富士山噴火に対する学校の対応方針は、決まったものではありません。今後、県教育委員会と共同で、避難マニュアルを検討して参ります。

### 3.8 社会福祉施設や病院の避難計画は、どのようになっているのですか？

市町村は、在宅の避難行動要支援者について個別計画を作成することとされており、これに基づき家族や自主防災組織の支援を受けて避難を実施します。

また、社会福祉施設は、山梨県が定める施設の設置基準に関する条例で、施設の立地状況等を勘案し、発生することが予想される非常災害の種類に応じて計画を定めることが求められており、利用者は、施設の支援を受けて避難します。

この際、県や市町村は、施設からの要請があった場合には、輸送車両の手配などの支援を行います。

今後、富士山火山防災対策協議会において新しい避難計画を作成するに当たっては、個別計画や施設の避難計画が実効性のあるものとなるよう、調査・調整を行って参ります。

このほか、県と市町村は、避難促進施設(防災上配慮を要する方や不特定多数の方が利用する施設)の避難確保計画の作成を支援して参ります。

### 3.9 ハザードマップが変わった一方、避難計画の見直しはこれからだと思いますが、今噴火が起こったら、どのように避難すればいいのでしょうか？

基本的には、現在の避難計画に従って避難してください。この場合でも、避難指示を発令する市町村は、新しいハザードマップを考慮して、避難対象区域を定めます。

地域の住民の方々は、平時からドリルマップをよく確認しておき、被災までの時間的猶予が少なく、また、家族に避難行動要支援者がいらっしゃる場合には、早めの避難について検討してください。

## 4 渋滞対策

### 4.1 過去の避難訓練でも避難車両により渋滞が生じていたが、避難できるのか心配です。

他の市町村への広域避難を行う場合には、富士北麓地域では地形の影響で避難経路が限られるため、特定の道路に交通が集中し、渋滞が発生しがちです。

仮に、渋滞が発生した場合でも、溶岩流等の到達する前に退去が可能であれば、避難は可能と考えられます。

今後は、火口がどこにできるか、どのような火山現象が生じるかなど、今回のハザードマップの改定に当たり実施したシミュレーション結果を用いながら、避難経路、避難時間などについて検討し、自家用車による避難の可否について検証します。

### 4.2 降灰があると、車両の走行が困難になり、渋滞がひどくなるのではないですか。

3.3 のとおり、噴火現象が降灰のみの場合では、遠方への避難は行わないことを御理解ください。

一方、溶岩流と降灰が同時に発生する噴火では、溶岩流の到達が想定される区域では、影響区域外への避難が必要となります。

しかし、この場合でも、基本は、流下が想定されるライン(幅)の外(横)への避難となります。

避難に車両を用いなければ移動できない方に安全に避難していただくため、一般住民の方は、徒歩による(市町村の区域内)避難をお願いします。

## 5 普及・啓発

### 5.1 自治会単位で説明会を実施して欲しいのですが。

県では、県政出張講座という事業を実施しており、自治会や企業などで県の施策等を知りたい場合には、ご利用いただけます。

### 5.2 学校などで、子供が火山防災の知識を得る機会を設けたらいかがでしょうか？

山梨県富士山科学研究所では、来館する児童・生徒に模型を用いた溶岩流の再現実験などの啓発活動を行うほか、学校に出向いて出張講義を実施しています。

また、教職員を対象とした火山防災に関する出張講義を実施しています。

今後も、学校教育で火山防災に取り組んでいただくためのツールやマニュアルの作成に取り組んでいきます。

### 5.3 正しい避難イメージを形成するためには、避難訓練を行う必要があるのでは？

百聞は一見にしかず、ということわざのとおり、避難訓練の実施は、正しい避難行動のためにとっても有効です。

一方で、富士山では、火口がどこにできるのか、溶岩流が主体の噴火なのか、火山灰が主体なのかによって、避難方法が異なります。

また、季節や時間帯、曜日によっても、条件が変わってきます。

最も必要なのは、訓練の前提となる条件(火口の位置、噴火の態様など)を明確にした上で、具体的な避難行動を再現することです。さらには、条件を変えて、違うパターンにも対応できるようにすることが必要です。

ただし、やみくもに自家用車で遠方へ避難する訓練を繰り返すばかりでは、有事の際、間違ったイメージにより、適切な避難行動がとれないことが懸念されます。

### 5.4 ハザードマップで、起こりうる火山現象はわかりましたが、実際にどのような被害が生じるのですか？

溶岩流は高温なので、火災が発生したり、ガスボンベ・灯油タンクが爆発したりする危険があります。冬期、乾燥した状況では、山林火災も懸念されます。

また、火山灰の影響については、国の中央防災会議の検討結果によると、停電をはじめ、上下水道の供給能力の低下や物流の停滞、農作物の被害などが想定されています。

新しい避難計画では、想定される被害と避難対象範囲についても明らかにしたいと考えています。

## 6 復旧対策

### 6.1 噴火が収束した後の復旧は、どうなるのですか？

噴火が収束した後は、次のとおりと想定しています。

#### \* 溶岩流

全面的な除去は極めて困難なため、道路など、社会基盤について限定的に除去を実施。

一般の宅地、田畑等については、復旧困難

#### \* 火山灰

桜島(鹿児島県)では、灰捨場を設置し、各戸において除灰袋に詰め、集積所に排出しています。

富士山では、基本的には、各土地管理者が、それぞれ、土砂として処分することとなります。

広域避難経路となる道路に堆積した火山灰については、灰捨場の検討をしていますが、具体化していません。

また、降灰量にもよりますが、あまりに多量になると、個人による撤去は困難な場合もあり、立法による措置が必要となります。

## 7 噴火災害対策

### 7.1 「富士山噴火総合対策」とは、どのようなものですか？

県では、2021年3月に「富士山噴火総合対策」をとりまとめ、その内容は、平時と噴火発生時において、それぞれ、ソフト対策・ハード対策を実施するというものです。

掲載されている施策は、必ずしも県が実施するものばかりではなく、国や市町村その他の機関が実施するものも含まれています。

例えば、平時のソフト対策事業としては、火山活動を監視・観測して必要な情報を収集・分析するとともに、ハザードマップやこれに基づく避難計画を作成し、避難訓練を実施することとしています。また、普及啓発や教育活動も実施します。

また、平時のハード対策事業では、土石流に備えた砂防堰堤の整備や避難路となる道路の整備を実施します。

一方、噴火時の緊急対策としてのソフト対策事業では、噴火現象の把握のための調査や避難誘導などを、ハード対策事業では、大型ブロックによる導流堤の設置や道路に堆積する火山灰の除去などを実施することとしています。

このように、様々な対策を講じていますが、火山噴火という自然現象の威力は膨大である一方、高温の溶岩流の影響など、水害など他の災害とは異なる側面があるため、安全を確保するための避難を最優先に考える必要があります。

### 7.2 「富士山噴火総合対策」の「平時におけるハード対策」のうち、「火山現象の到達時間を少しでも遅らせる」とありますが、具体的にはどのようなものですか？

火山現象は、一旦発生してしまうと、人力でコントロールすることが難しい災害です。

しかしながら、少しでも避難する時間を確保するため、平時には、砂防堰堤を整備する事業や堰堤に堆積した土砂を浚渫して容量を増加させる事業を実施しています。

また、大型のコンクリートブロックを備蓄しておき、有事には、臨時の導流堤や堰堤を築き、噴出物の流下を緩和するために用いることとしています。

### 7.3 町中にシェルターや防災塚があると安心なのですが、整備の予定はあるのですか？

シェルターや防災塚は、大きな噴石対策には非常に有効と考えられます。

しかし、ほとんどの市街地には、大きな噴石の影響がないと想定されています。

また、小さな噴石と融雪型火山泥流では、避難先として「周囲の堅固な建物」が想定されており、これらをシェルターの代用とすることを想定しています。

平時から、お住まいの周辺に、鉄筋コンクリート造の建物など、利用できる建物がないか、確認しておいてください。